

自転車の交通ルール！～歩車分離式信号～

「歩車分離式信号」

歩行者と車両が通行する時間を分離した方式の信号です。

歩行者と車両が別々に通行することで、両者が安心して通行できます。



対面する歩行者用と車両用で信号の色が違う。

「自転車も のれば車の なかまいり」



自転車は原則、車道の左端を通行し、車両用信号に従います。歩車分離式の信号でも車道通行中は車両用信号に従います。

■ 車道通行中は対面する 車両用信号 が 赤色 の時は 止まる



対面する赤信号に対し停止線を越えて進むと信号無視の違反になります！

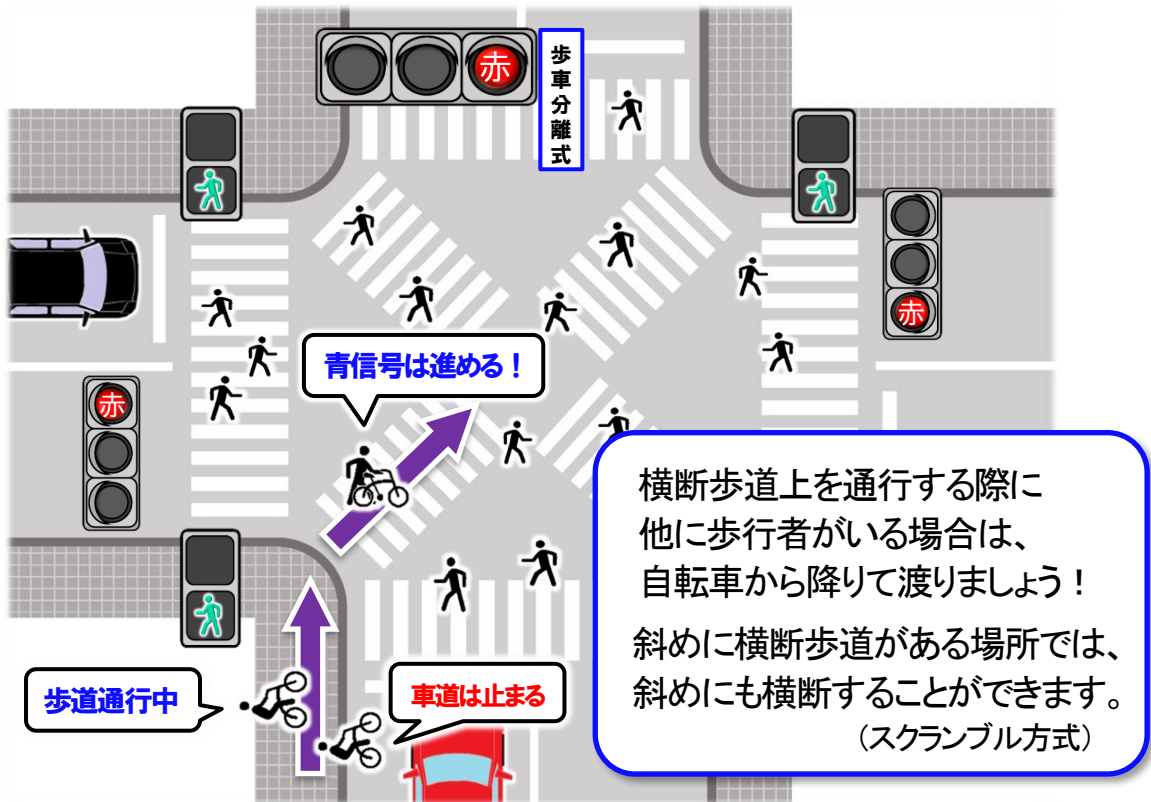
自転車から降りて押して進んでいる間は歩行者用信号に従って進むことができます。





普通自転車で運転者が70歳以上の高齢者などのため、例外的に歩道を通行中の場合は、対面する歩行者用信号に従って通行します。

■ **歩道通行中** は対面する **歩行者用信号** が **青色** の時に **進むことができる**



■ **歩道通行中** は対面する **歩行者用信号** が **赤色** の時は **止まる**

